

令和4年11月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和4年11月8日(火)
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 11時46分
- 5 出席した教育長及び委員  
下城 一 委員(第一教育長職務代理者)  
吉田 勝明 委員(第二教育長職務代理者)  
笠原 陽子 委員  
佐藤 麻子 委員  
常陸 佐矢佳 委員
- 6 出席職員  
教育局長 田代 文彦  
県立高校改革担当局長 杉山 正行  
副局長 江藤 政克  
教育参事監 宮村 進一  
総務室長 市川 秀樹  
行政部長 大場 勇人  
指導部長 濱田 啓太郎  
支援部長 古島 そのえ  
生涯学習部長 吉田 美和子  
企画調整担当課長 櫻山 周  
管理担当課長 高橋 敦  
行政課長 増田 慎  
教職員企画課長 田村 暢  
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹  
参事兼高校教育課長 増田 年克  
学校支援課長 能條 直幸  
特別支援教育課長 片山 葉子  
生涯学習課長 信太 雄一郎  
文化遺産課長 菅原 一郎
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

## 教育委員会 11 月定例会 会議日程

日時 令和 4 年 11 月 8 日（火） 9 時 30 分から  
場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室  
（オンライン会議システムを併用）

### 1 議事

#### 日程第 1

- |            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| 定教第 36 号議案 | 令和 4 年度神奈川県教育委員会表彰（教育功労者表彰）について   |
| 定教第 37 号議案 | 第 16 期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について        |
| 定教第 38 号議案 | 令和 4 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 定教第 39 号議案 | 令和 4 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 定教第 40 号議案 | 令和 4 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 定教第 41 号議案 | 令和 4 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 定教第 42 号議案 | 令和 4 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 定教第 43 号議案 | 令和 4 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 定教第 44 号議案 | 令和 4 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 定教第 45 号議案 | 令和 4 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 定教第 46 号議案 | 令和 4 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 定教第 47 号議案 | 令和 4 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 定教第 48 号議案 | 令和 4 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |

#### 日程第 2

- |        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 報第 9 号 | 令和 4 年度神奈川県教育委員会表彰（永年勤続職員表彰）について |
|--------|----------------------------------|

## 2 協議・報告事項

- 報告 1 令和 3 年度 公立高等学校等卒業者の進路の状況及び令和 3 年度 公立高等学校等生徒の異動の状況について
- 報告 2 令和 4 年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査（第 1 回）結果について
- 報告 3 第 14 期・第 15 期神奈川県生涯学習審議会答申について
- 報告 4 県指定無形民俗文化財の指定の諮問について

## 教育委員会11月定例会 会議録

- 下城委員            それではただいまから、教育委員会11月定例会を開会します。  
                         本日、花田教育長は欠席ですので、第一教育長職務代理者である私が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。
- 本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第16条の2第2項に基づくオンライン出席により、関係職員が出席することを認めております。
- では、会議録署名委員に、佐藤委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
- 佐藤委員            （了解）
- 下城委員            本日の議題としましては、日程第1として「令和4年度神奈川県教育委員会表彰（教育功労者表彰）について」ほか12件の付議案件がございます。
- また、日程第2として「令和4年度神奈川県教育委員会表彰（永年勤続職員表彰）について」の報告案件がございます。
- さらに、協議・報告事項として「令和3年度 公立高等学校等卒業者の進路の状況及び令和3年度 公立高等学校等生徒の異動の状況について」ほか3件の報告がございます。
- お諮りします。本日の日程のうち、日程第1の定教第36号議案は、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある案件、また、定教第37号議案は人事に関する案件、さらに、定教第38号議案から定教第48号議案までの各議案は、知事に意見を申し出る案件、さらに、協議・報告事項の報告4は、関係機関との協議等を要する案件であります。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。
- 全委員                異議なし。
- 下城委員            ご異議がないものと認め、そのように決しました。
- また、日程第1の定教第40号議案から定教第48号議案までの各議案は関連する案件でありますので、続けて説明を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思いますが、ご異議はございませんか。
- 全委員                異議なし。
- 下城委員            ご異議がないものと認め、そのように決しました。
- それでは、非公開案件は後で審議することとし、先に公開の案件に入りたいと思い

ます。

それでは日程第2の報第9号に入ります。

## 報第9号

## 令和4年度神奈川県教育委員会表彰（永年勤続職員表彰）について

説明者 高橋管理担当課長

管理担当課長 ファイル06「報第9号」をお開きください。報第9号「令和4年度神奈川県教育委員会表彰（永年勤続職員表彰）について」ご説明させていただきます。本件は、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則により教育長が事務を臨時に代理し、被表彰者を決定しましたので、その結果を報告するものです。

それでは、表彰の概要についてご説明させていただきたいと思います。3/3ページ「報第9号関係」をご覧くださいませでしょうか。「1 対象者」です。公務員又はこれに準ずる者で、永年勤続し、その勤務成績が良好なものを対象としており、具体的には「(1)」から「(5)」に記載のとおりです。

次に「2 表彰候補者の基準」です。「1」の対象者のうち、本年12月1日を基準日として、勤続期間が25年以上のものを表彰候補者としています。

「3 被表彰者数」ですが、今年度は表の一番右の太枠にあるとおり、12月1日付で289人を表彰することとしました。

次に「4 審査手続」ですが、資料記載のとおりです。

「5 今後の予定」ですが、12月1日以降にそれぞれの所属において、各所属長から直接、表彰状を本人に授与することとしており、その際、所属長から一層励みになるような言葉掛けを本人にさせていただきようお願ひしているところです。

資料の2/3ページにお戻りいただき、被表彰者の内訳表をご覧ください。県、指定都市及び中核市並びに教育事務所ごとの各市町村における、学校種、職種別の被表彰者の人数をまとめたものです。県全体での被表彰者数は、先ほどもご説明しましたが、資料最下段一番右に記載のとおり、289人を表彰するものとなっております。なお、令和3年度から表彰対象として追加した、表中「2」の公立認定こども園の教員と「11」の産業医については、今年度の推薦はありませんでした。

私からの説明は以上です。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員

表彰候補者の基準ということで、「勤続期間が25年以上のもの」ということになっていますが、この間もこの表彰に関して、現状として、例えば教職員も新卒からずっと定年までという形ではなくて、年齢的にもかなり緩和されてきて、25年というその数字が現状に合うのか。逆に言うと、定年もここで延長されていくことになってくる

とか、働き方そのものが非常に多様になってきている中で、この表彰、長年お勤めになったということの意味とか意義というのは大変重要なことだと思うのですが、この辺りの「勤続期間25年」が、これからの状況の中で、果たしてマッチしていくのかという辺りについて検討していただく必要があると感じています。

管理担当課長 今笠原委員に言っていただいたように、定年の引上げということで、公務員の任用形態も様々時代によって変わってきているところもありますので、今ご指摘いただいたことも踏まえて、25年ということ、これは県全体で決まっている部分はありますが、時代に合わせて今後どういったことがよろしいのか、それは事務局においても議論させていただきたいと思います。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは以上とさせていただきたいと思います。

それでは次に、協議・報告事項の報告1に移ります。

## 報告1 令和3年度 公立高等学校等卒業者の進路の状況及び令和3年度 公立高等学校等生徒の異動の状況について

説明者 増田行政課長

行政課長 ファイル07をお開きください。「令和3年度 公立高等学校等卒業者の進路の状況及び令和3年度 公立高等学校等生徒の異動の状況について」ご報告します。

ページ1/64をご覧ください。はじめに「1 進路の状況」です。この調査は、文部科学省が実施する「学校基本調査」と本県が実施する「公立高等学校等生徒の異動及び進路に関する調査」の調査結果をもとに、県内の公立高等学校・公立中等教育学校後期課程及び公立特別支援学校高等部を今年3月に卒業した者の進路状況をまとめたもので、調査対象は資料記載のとおりです。【集計結果のポイント】ですが、まず一つ目の○(丸)、公立高等学校等の全日制課程を今年3月に卒業した者の総数は、41,004人で、前年度に比べ281人減少し、このうち大学等進学者数は24,962人、卒業者総数に占める構成比は60.9%で、前年度に比べ2.5ポイント上昇しました。また、就職者数は3,674人で、構成比は9.0%で、前年度に比べ0.6ポイント低下しました。二つ目の○(丸)、定時制課程ですが、今年3月に卒業した者の総数は1,287人で、前年度に比べ152人減少し、そのうち大学等進学者は137人、卒業者総数に占める構成比は10.6%で、前年度に比べ1.4ポイント上昇しました。就職者は453人で、構成比は35.2%。前年度に比べ1.2ポイント増加しました。「表1」「表2」はそれぞれ、ただいまご説明した全日制及び定時制の進路状況を昨年度と比較した表ですので、後ほどご覧いただければと思います。

続いて、ページ2/64をご覧ください。次に「2 異動の状況」です。この調査は、

本県が実施する資料記載の二つの調査と、文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査結果をもとに、県内の公立高等学校等生徒の令和3年度における転・編入者、転出者、退学者、長期欠席者等の状況をまとめたもので、調査対象は資料記載のとおりです。【集計結果のポイント】ですが、一つ目の○(丸)、全日制課程の令和3年度当初在籍生徒数は122,244人で、そのうち年度内の退学者は1,089人、構成比は0.89%で、前年度に比べ0.1ポイント上昇しております。二つ目の○(丸)、定時制課程ですが、令和3年度当初在籍生徒数は5,162人で、このうち年度内の退学者は459人、構成比は8.89%で、前年度に比べて0.58ポイント上昇しております。「表3」「表4」はそれぞれ、ただいまご説明した全日制及び定時制の異動状況を昨年度と比較した表ですので、後ほどご覧いただければと思います。

私からの説明は以上です。

下城委員            それでは質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員            不登校の子どもの数が増えていると耳にしますけれども、この表では、公立高等学校等生徒(全日制)の長期欠席者の数は減っているとなっているのですが、その関係はどうなっていますかという質問が一つ。もう一つ、退学者の退学理由の表が後の方に出てくるのですが、通信制課程の生徒の退学理由として「その他」が多く、85%いると思うのですけれども、どういう理由で多いのかということをお願いします。

学校支援課長        全日制の長期欠席が減少した理由なのですが、全日制課程において、昨年度は新型コロナウイルスの影響ということで、新型コロナウイルスの感染回避という理由の長期欠席の生徒が多かったところなのですが、それが令和3年度はかなりの数が減少したということが主な理由かと思えます。

教育参事監            補足させていただきますと、資料の35/64ページをご覧くださいますと、今学校支援課長の方から、前年度と比べると減少という理由を説明しましたけれども、その35ページの下の折れ線グラフは、不登校の生徒の数ではなくて率なのですけれども、一番上のグラフがそうなのですが、やはり経年で見ますと、1年間減少したとはいえ、こういった状況が見られているということです。

行政課長            あともう1点、退学の理由の「その他」の部分になりますが、調査において理由が不明なものだとか、理由が重複して分別が不可能なもの等がこの部分に入ってきます。なお、通常登校がない通信制で、除籍となった場合も「その他」に入ることも、数字が多くなっている理由かと思えます。

佐藤委員            せっかく高校に入ったお子さんにはなるべく通学していただきたいと思うのですが、退学理由の分析というのがもう少しできると、そこの改善につながるのかなと思いました。

下城委員 関連して私からよろしいですか。佐藤委員の質問に関連するのですが、私も大学で教えていて、今の3年生というのは入学したときから新型コロナ感染症で何もできなかった。まず登校自体ができなかった。これが今になってすごく不安定なのではないかと我々教員間で話をしている、例えば、手続とかの基本的なところが分かっていない、抜けているとか、それから授業に出てこれられない、うつ状態なのかもしれないのですが、出てきたがらない。オンライン授業が当たり前みたいに思っていて。対面授業が再開して、その子たちはかなりストレスが溜まっているのではないかと。だからこれも折れ線グラフを見らると思うのですが、つまり再開後の対面授業が当たり前になった高校のいろいろなことに、大学生ほどではないにしても、馴染めないということ、感染恐怖からの長期欠席者は減ったのかもしれないのですが、馴染めないという子どもが増えて、不登校とか退学とかが出てきているのではないかとこのところを心配するのです。その辺の細かな追跡。現場は一つ一つは分かっていると思うのですが、やはり教育委員会としては、全体を集計する中で、できる対策は考えていかなければいけないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

学校支援課長 今、下城委員からお話をいただきましたように、やはり新型コロナ感染症の制約、学校生活、家庭生活、徐々には解除してきているところがあるかと思いますが、その反面、接触が増えてきているというか、まだ減ってきたとはいえ制約がある生活が続いている部分があって、そういったところで、やはりかなり目に見えない部分でも不安を抱えている児童・生徒は増えているのかなというふうには考えています。ですので、そうした部分に対しては、引き続きよく生徒の様子を見ながら、きめ細かい対応を継続していくことがこれから必要かなと考えています。

下城委員 他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 資料37/64ページの「理由別退学者（全日制）」の表を見ると、理由別では「進路変更」が最も多く、次いで「学校生活・学業不適應」、「学業不振」の順番になっていると考えたときに、入学当初から、高校生活に熱意がないとか、その辺りのところを考えると、中学校での進路指導の部分も含めて、高校に入学するというその子たちのモチベーションはものすごく大事であると同時に、やはり学校生活・学業不適應、学業不振という学力に対する部分も非常に大きくなっているということは、高等学校における授業の魅力であるとか、子どもたちの関心を高めるといったことをどう受け止めて、どういうふう改善につなげるかということも重要なことかと。また、新型コロナ感染症ももちろんあると思うのですが、この辺りのところについてはどのような受け止め方をされているか、ご意見があればお願いします。

高校教育課長 やはりきめ細かな指導を継続していくということの必要性は、我々も重々感じているところです。授業においても、子どもたちがより積極的に参加できるような授業をして、自分自身が学んだことについてしっかりと力を身に付けることができるよう



な、そういった授業改善については、全体を通じて求めているところです。併せて、やはり入学前にも、その学校がどういう学校なのかということを受検者にしっかりと周知していくということが必要だと思っております、コロナ禍の中、なかなか厳しい状況ではありますが、学校説明会も各学校においては複数回、あるいはオンラインも活用しながら開催していただけるようにということも呼びかけてきているところです。引き続きそういう形で、受検者に学校の特徴をしっかりと知っていただいた上で受検していただけるよう、そうした工夫を継続してまいりたいと考えております。

笠原委員 続けてなのですが、中学校の先生が、中学を卒業した後の高校生に対して、アンケートをとったのです。そうしたら、中学校のときの主体的で対話的で深い学び、要はグループ活動であるとか、様々な知識を一方向的に受け身的にというよりは、積極的に自分たちから授業に臨んでいくというスタイルが、高校によっては、なかなかそういうスタイルの授業にまだなっていないくて、興味・関心が湧いてこないという声はまだまだ聞かれているという状況を見ると、実際のところ、退学をしている学校だけがこういう状況を認識するのではなくて、こういう数値というものを、多分このように細かくすべての高校の先生方が見るわけではないと思うのですが、その辺りの働きかけ方の工夫というのでしょうか、事務局が認識しているのと現場とのギャップというか、ズレというのがまだまだかなりあるかなという気がするので、その辺りも含めて、是非今後の取組の中で工夫していただければと思います。

下城委員 他にいかがでしょうか。常陸委員。

常陸委員 41/64ページの資料のところ、表の「学科別・学年別・男女別長期欠席者（定時制）」の数字なのですが、令和2年度から令和3年度の間で女子の比率が非常に高くなっている。令和2年度が31.38%、令和3年度が41.24%ということで、この辺り、男子に比べて比率がかなり上がっているように思うのですが、何か分析はされているでしょうか。

行政課長 全日製の長期欠席比率は女子の方が上がっていると。定時制のところに関しても、やはり男子が36.65%に対して女子が41.24%ということで、女子の割合は高くなっている状況が数字的には分かります。

常陸委員 特にこの数字の推移というのも、全体のところでいうと特筆すべきものではないということでしょうか。1年の中で女子にかかる何か大きなプレッシャーの要因があるとなれば、ここのところは改善できるのかなというふうに思いました。

行政課長 現状としては背景等をつかめていない状況にはなっています。

下城委員 追加で質問ですが、先ほど、全体としては長期欠席者が減っているという認識だっ

たと思うのですが、今常陸委員から指摘のあったように、女子だけ見ると確かにぐっと増えていますよね。長期欠席の理由というのは分かっているのですか。つまり、新型コロナウイルスの感染恐怖が続いているのか、それともそれ以外なのか。2年、3年だからまだ感染恐怖ということですか。

高校教育課長 この調査段階では、実は長期欠席の理由までは取れていません。

下城委員 少し心配なのはヤングケアラーです。保護者の方の労働環境が変わり、ひっ迫した中で、女子生徒の多くが家事手伝いとかに就かざるを得なくなったというのが理由だとすると、これは考えなければいけないですね。

教育参事監 今そういった事例、ケースとしては、考えられないことはないと思いますけれども、この数値の増減が、そのままそうした家庭環境に直結するということまでは分析できないです。

下城委員 そうですね。率としては10ポイントも上がっているのですが、数字としてはそんなに大きくはないので。  
他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 この長期欠席の部分で、文部科学省の問題行動等調査の中でも男女別というのはなかったでしょうか。

学校支援課長 問題行動等調査の方では、男女別という出し方はしていません。全日制、定時制と学年別の分けはありますが、男女別の方は問題行動等調査ではないです。

教育局長 今いただいたお話含めて、他の資料とのクロス分析が可能かどうかを含めて、少し検討させていただき、またコロナ禍での影響等があるのであれば、その対応についても検討させていただきたいと思います。

下城委員 他にいかがでしょう。吉田委員。

吉田委員 基本的なことの質問になるかと思うのですが、長期欠席すると原級留置者になるのですよね。

行政課長 そうですね。一定の期間。

吉田委員 一定の期間というのは今どれぐらいに設定されているのですか。昔の私の思いで言うと、3分の1以上休むと原級留置者という形になる。

高校教育課長 各学校でそれぞれ内規はもっておりますし、それから指導のパターンもいろいろあ

るのですが、必ずしも機械的というわけではありませんが、おおよその目安としては、やはり3分の1を超えると原級留置になるという取扱いをしている学校は非常に多いです。

学校支援課長 今回の調査では、全日制の方で長期欠席になったけれども原級留置になった方というのは2.2%、定時制の方でも5.7%。全日制ですと77%の生徒はまた復帰をして卒業、進学しております。

吉田委員 今回のことは原級留置者になっても、退学していないという意味ですか。

指導部長 長期欠席として扱う基準を、年間で30日以上欠席をしている場合ということでピックアップしておりますので、年間30日欠席したからといって、そのことをもって直ちに、その欠席が多すぎてとか、要は進級の認定ができないということにはならないのですね。ですから大部分の生徒は、そこまでの欠席に至らないで、出席状況、学習の状況等で進級認定をしていると思います。

行政課長 その状況ですが、59/64ページの「17表」と60/64ページの「18表」に日数等の状況を記載しています。

吉田委員 不登校というものを定義するに当たって、年間30日以上というような形を一つ目安として対応するかと思います。何をこだわっているかということ、休んでいる間、子どもたちにどんなケアをしてあげられたのかということをおは一番大事にしていきたい。今までは本当に、長期欠席してなかなか学校に来られなければ、そのまま進級できないのが当たり前の時代だったかと思うのですが、今、横浜市の教職員の休職復職判定の委員を10年ぐらいやっていたのですが、そこで、過激な発言かもしれないけれど、許してほしいと思うのですが、先生方はいろいろな理由で長期間休む。場合によっては1年、2年休む方もいらっしゃる。でも、その間に生活の保障も手厚くされて、戻るときは復職リハビリテーションまで、少しずつ軽くやって、きちんと戻れるようなケアをしてもらっている。では、子どもたちが何かしらの理由で長期休んだときに、どんな手当てをしてやっているのかということをお常に思っている。やはり、その点に関して、まだまだ子どもたちにやってあげるべきことがいろいろあるのではないかと。もう少しこうやってあげれば学校に戻れたし、あるいは、興味がないとか学校にいらんなものがないとか、簡単に1行に書くけれど、その辺のところ先生たちがどういう努力をして、興味を持たせるようにしてあげられたのかということをお、私は、これからの時代、もっと良くしてあげたいと思っていますので、是非そういったところをお頭の隅に置いて頑張ってケアしてあげてほしい、そういったような趣旨です。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今の議論の内容から少し外れるのですが、文部科学省の調査と県の調査を基にとい

うお話でした。教員の働き方改革の中で、この調査が多いという声が上がっていたと思うのですね。これは、国がデータをくれないからというふうに伺ったことがあります。やはりいまだにそうなのでしょうか。一本化できないのかという働きかけ等を国に対してされているとかということは、どうなのですか。

行政課長 国への統計に関わる改善という部分については、行ってはいない状況にはありますが、やり方に関しては、意見等のお話をさせていただくということは実務レベルであるという状況です。

下城委員 現場からすると、新型コロナ感染症のときも結局、最終的に報告が煩雑で大変だ、という声が最後の最後に上がってきましたよね。追われている間はそれどころではないのだろうけれども。そういうこともありますので、もう今デジタルの時代ですから、どんどん進められたらいいのかなと思います。

それではよろしいでしょうか。ご質問がなければ、以上で報告を終わりたいと思います。

それでは次に、報告2に移ります。

**報告2** **令和4年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査（第1回）結果について**  
説明者 増田行政課長

行政課長 それではファイル08をお開きください。「令和4年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査（第1回）結果について」ご報告します。

ページ1/23をご覧ください。はじめに、「1 調査の概要」です。この調査は、平成25年度から毎年度実施している調査になりますが、セクハラ防止の取組を強化するため、令和3年度から調査回数を年1回から2回に拡充しております。それでは、令和4年度の第1回の調査結果をご報告します。「(1) 調査の目的」「(2)」「ア 調査対象」は、資料記載のとおりです。「(2)」の「イ 調査内容」ですが、今回の調査から、「③ 学校生活以外でのセクハラについて、悩んでいた、困っていたりすることがある」の項目を追加し、学校生活以外でのセクハラについて明確に分かるように質問内容を変更しました。「ウ 調査方法」については、全生徒にアンケート回答用のURL及び二次元コードを記載した「調査のお願い」を配付し、生徒は自宅等でパソコン、スマートフォンにより回答しました。なお、回答に当たっては、無記名可としております。

次に、ページ2/23をご覧ください。「2 調査の結果」です。「(1) 回答状況」については、回答件数は140件で、内訳は、男子36件、女子88件、不明16件でした。

「(2) セクハラについての回答件数の内訳」ですが、回答件数140件のうち、「自分

自身が被害を受けた」は41件、「他の生徒が被害を受けた」は46件、「学校生活以外でのセクハラについて、悩んでいた、困っていたりすることがある」は53件でした。「(3)「自分自身が被害を受けた」という回答のセクハラの実行者」は、「先生」が19件、「生徒」が21件、「部活動の指導者(顧問の先生以外)」が1件でした。「(4)「自分自身が被害を受けた」という回答の被害の内容」は、「必要もないのに体に触られた」と「性的なからかいや冗談などを言われた」が11件、「携帯電話などで性的なメッセージや画像を送られた」が6件などとなっております、延べ件数が54件でした。続いて、ページ3/23をご覧ください。「(5)「学校生活以外でのセクハラについて、悩んでいた、困っていたりすることがある」」についての記述回答の内訳は、「痴漢」が最も多く14件、次いで「過去の被害」が6件、「不審者」が5件などでした。「(6)回答に対する対応等」ですが、140件の回答については、当該校の校長に、アンケートの回答内容を県教育委員会から速やかに連絡しました。連絡を受けた校長は調査を行い、調査の結果、14件(10人)の教員による行為が確認されました。その内容については、イケメンだねといやみで言われたというものや、生徒と話をしている際や指導を行う際の距離が近いものなどでした。行為者が判明した場合は、当該教職員を校長が直接指導し、判明しなかった場合でも教職員全体や生徒に対する注意喚起を行うなどの措置を講じました。

続いて、ページ4/23をご覧ください。「3 総括」です。今回の調査から、より実態把握がなされるように、質問内容等を見直す改善を行いました。被害を受けた場所や時間、具体的な被害の内容について把握できるように質問内容を変更し、さらに、これまで自由記述としていた「他の生徒が被害を受けた」ことについても、詳細な回答を求めました。その結果、被害について把握した具体的な内容を学校に情報提供して調査を依頼したことにより、事案の特定や、被害への対応を適切に行うことができました。教職員を行為者とする被害の内容については、「性的なからかいや冗談などを言われた」が8件と最も多く、次いで、「着替え中に部屋に入ってきた」が4件、「必要もないのに体に触られた」が3件でした。被害の具体的な回答内容としては、授業中に生徒に注意を促すための身体接触や部活動等の指導における身体接触、学習内容に関する性的な言葉や内容を過度に強調したり生徒に声に出して回答させたりすること、性別による呼称の使い分けや性別による役割の決めつけなどが挙げられました。被害を受けた生徒自身の対応については、「友だち、家族など身近な人に相談した」が16件と最も多く、「何もしなかった」は15件で、全回答に占める割合は28.3%であり、昨年度の第1回調査の54.2%から減少しました。

「4 今後の対応」です。教職員に対しては、未然防止を図るため、引き続き啓発が必要ですが、「不祥事防止職員啓発・点検資料」等に、今回のアンケート調査の回答において、生徒からセクハラ行為として訴えのあった教職員の具体的な言動を例示することにより、より注意喚起を図ってまいります。また、生徒に対しても、生徒間のセクハラ被害の訴えがあることから、調査実施時に配付する啓発資料に、調査の回答結果を反映した事例を掲載し、どのような行為がセクハラにあたるのかを周知して、未然防止を図ります。また、学校外での被害も含め、生徒がセクハラを受けた際に相談できるよう、毎年4月に全生徒に配付済みのリーフレット「セクハラって、例

えばこんなこと（相談窓口一覧付き）」や、各校に配付をしている相談窓口ポスターの活用を促進して、周知を徹底してまいります。

なお、アンケート調査結果の詳細と調査資料は、ページ5/23以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。私からの説明は以上です。

下城委員            それでは、質問がありましたらお願いいたします。佐藤委員。

佐藤委員            この調査、令和元年度と令和2年度は、印象として数が少ないなという感想をもっていたのですが、昨年度から年2回にさせていただいて、また、今年度は回答内容も具体的になるよう質問事項を工夫していただいたということで、より実態把握や対応が的確にできるようになったと思います。大変だと思えますけれども続けていただきたいと思います。

下城委員            他にいかがでしょうか。

今、ご報告の中に、「何もしなかった」というのが15件あったというのがありました。が、何もしなかったけれどこのアンケートには答えたということですよ。

行政課長            そうですね。例えば、受けた段階で、周りの教員に相談をすとかの対応ができず、その場でも何も対応できなかった。今回、アンケート等々を契機にしてその行為等をご回答いただいたという状況です。

下城委員            笠原委員。

笠原委員            14/23ページのところに、「（自分自身が受けたセクハラは）現在どうなっているか」ということで、複数回答にはなっているわけですが、「被害を受けなくなった」、「被害を受け続けている」、「二次被害を受けた」という中で、被害を受け続けているというのが、増減としてマイナスにはなっていないのですけれども16件ある。この辺りのところというのは、受け続けているという現状把握で留まっているという認識でよろしいですか。

行政課長            今回16件、これも含めて全体的に把握できたものに関しては、再度各校に状況等を周知して、行為者が特定されるものに関しては、その教員に対しての指導を行っている状況です。ただ、行為者が特定できない行為に関しては、教員もそうですが、生徒が行っているものに関しては、全体的な周知と指導等を行うということで、その継続的な被害をなくすべく努めているという状況になります。

笠原委員            その16件の中で、具体的に解決を見たというものもあるという認識でよろしいですか。

行政課長            そうですね。このアンケートの時点では、そういった行為があったというところで

す。ただ、その後の指導等において、そういったことを注意喚起、周知、指導等を行った状況で、その後は、行為としては解消するような形での取組を各校長にはお願いをしている、そういう状況です。

笠原委員 要は解消しているかどうか分からない。解消するよという働きかけを行ったと。

行政課長 はい。

笠原委員 この被害を受け続けているという、この具体的な被害の内容というのは分かるのですか。どのような被害か。

行政課長 どのような被害かは、分析ができていない部分がありますが、例えば、生徒間においての性的な言葉だとか、そういったものが引き続き続いているといった状況です。

笠原委員 被害を受け続けていると回答される心理的な部分を考えると、被害を受け続けていることに対する苦痛であるとか、学校生活に対する意欲の減退というのをどうしても考えてしまのですが、この辺りについても、単純になくなったというところではなくて、まだ継続して続いているという状況がある以上は、今後の対応が必要かと思えますので、引き続きよろしく願いいたします。

行政部長 このアンケートの時点で、「被害を受け続けている」という回答を生徒からいただいているものなのですが、誰からこのセクハラを受けているのかというのがもし分かった場合は、それはきちんと指導して収まっているということになっています。誰がやったかが分からないものについては、今行政課長が説明したとおり、学校全体を指導するか、あるいはこのクラスだというのが分かっているならば、そのクラスをピンポイントに指導するということで、きめ細かく指導をすることで、この被害が止まるように、そういった指導を粘り強くやっているところです。今後もそういったことを続けていくように、学校に働きかけていきたいと思えます。

下城委員 他にいかがでしょうか。常陸委員。

常陸委員 今回、アンケート調査のタイトルとして「第1回」ということで、拝見したときに、これが1回目であるのかと感じたところがありまして、そのところは、タイトルの付け方を工夫していただくと誤解を生まないのかなと思いました。

質問なのですが、今、後ろの方に付けていただいているアンケートの項目ですね。18/23ページからのアンケートの項目なのですがけれども、これはまた来年度も同じ内容で実施をされるようなイメージでしょうか。

行政課長 アンケートですが、この後、第2回という形で12月中旬以降、年度末までの期間を

対象としたものを行う予定です。そのアンケートに関しては、現時点では、このアンケートと同じものを行う想定ではあります。ただ、このアンケート、今年度もアンケート項目に関して見直しをさせていただきましたが、必要な見直しに関しては、やはり必要な場面等で検討するという対応を考えております。

常陸委員            アンケートの項目で気になったところが、16/23ページのところです。かなりセンシティブな回答になりますので、「個人情報などについては、秘密を守ります。ただし、セクハラ行為を止めるなどの具体的な対応が必要な場合を除きます」という、このところで引っかかる方もいらっしゃるかなと思ひまして。具体的な対応が必要な場合、本人に何かアクセスをして、こういうことで対応しますということの許可みたいなものは、特に取らないのですよね。

行政課長            事案においては、当該校において、その被害の内容等を把握せざるを得ない状況がありますので、そういった状況等について、生徒が特定できる事案によりますが、生徒に話を伺った上でどういう形の対応をしていくか、そういった話をしていく中で、いろいろ指導等を考えていく状況になるかと思ひます。

常陸委員            文言のところになるのですが、なるべく安心してご回答いただけるような文言を工夫していただくと、より回答率が上がるということにつながるのかなと思ひました。

下城委員            他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

常陸委員            1点だけ。細かいところではあるのですが、これは今後の検討課題ではあると思うのですが、性別を選択してくださいというところで、今、男女、そのところが今ベースにはなっていると思うのですが、今、LGBTの問題意識が上がっている中で、この辺りも今後の課題として、例えば、「その他」といったような回答項目で付けられるような項目があると、特にこういったセクハラといったような問題のときには、より自分自身を分かってくれているのだというところで、回答しやすくなるかなと思ひますので、この辺りも考えていただければと思ひます。

行政課長            ジェンダーの問題については、いろいろと議論がありますので、そういったことへの配慮等を踏まえた形での回答項目を検討することが必要と考えています。

下城委員            他によろしいでしょうか。それではご質問ないようでしたら、以上とさせていただきます。

次に報告3に移ります。



生涯学習課長 それでは、ファイル09の「報告3」をお開きください。「第14期・第15期神奈川県生涯学習審議会答申について」です。本件は、このたび神奈川県生涯学習審議会から県教育委員会へ答申がありましたので、報告させていただくものです。

「1 生涯学習審議会の概要」は、資料記載のとおりです。

「2 第14期・第15期神奈川県生涯学習審議会答申について」ですが、平成31年1月24日に県教育委員会が審議会へ「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について」を諮問したことに対して、令和4年11月7日に答申がありました。その内容を概要としてまとめましたので、「資料1」でご説明します。

2/75ページの資料1「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について（答申）の概要」をご覧ください。＜答申の概要＞の「（1）家庭教育に係る課題」ですが、「ア 「家庭教育」を取り巻く社会的な課題」に記載のとおり、家庭と地域社会の分離、家族の小規模化、子育て家庭数の減少など、社会構造の変化により、家庭教育が困難な社会になるとともに、子育て家庭への理解や共感をもちにくい社会となっている。文部科学省の報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」では、家庭教育が困難な社会に対する基本的な方向性として、①親の育ちを応援する②家庭のネットワークを広げる③支援のネットワークを広げる、の3点を示し、地域の多様な主体や地域住民による取組を期待している。しかし、家庭や支援のネットワークを広げ、地域で子育て家庭を支える取組は、まだ十分とは言えない。子育て世帯以外も含めた地域社会のすべての人々が、子育てに関心を持ち、理解や共感することが必要と考えられる。そのため、家庭教育が困難な社会に対応するために、まず子育て家庭への理解や共感をもちにくい社会への対応が求められる、としています。

次に「イ 「家庭教育」を支える取組に関する課題」ですが、小学校就学以降における支援体制について、審議会が県内市町村に対して調査を実施したところ、学習機会の提供が多く実施され、その対象は幼児から中学生までの保護者への支援が中心となっていた。一方、保護者同士の交流の場の提供や相談事業の実施は少なかった。市町村は、国による「地域子ども・子育て支援事業」を活用して、保護者同士の交流の場や居場所の提供、相談事業等を実施しており、就学前の保護者への支援が制度として一定程度整っている。その一方で、小学校就学以降の保護者への支援は、支援体制を構築する制度が少ないこともあり、取組が少ない、としています。

「（2）提言」のうち「ア 取組の対象」では、これからの家庭教育支援では、小学生・中学生の子どもを持つ保護者を対象とした取組を最優先すべきである。その上で、家庭ごとに状況が異なることを十分に考慮してアプローチする必要がある、としています。また「イ 取組の方向性」では、現在実施している「学習機会の提供」の取組に加えて、小学生・中学生の保護者を対象とした交流の場や居場所の提供、相談対応を併せて実施することが有効である。保護者の孤立感や不安感へ寄り添うような相談事業を行うことは、家庭と地域社会の分離や家族の小規模化、子育て家庭の減少

などによる孤立化が指摘されている中であって、子育てを保護者だけに担わせない環境をつくるという観点からも重要である。支援を必要とする家庭に必要な情報が届いていないという課題が指摘されていることから、保護者への情報提供にあたっては、社会情勢や世代に応じた周知の仕方や発信ツールを工夫するなど、充実・強化が必要である。交流の場や居場所づくりのほか、学校・家庭・地域が協働して地域全体で子育て家庭を見守り、積極的に声をかけていくことは、「子育て世帯にやさしい社会」への実現につながるものと考え。文部科学省が、家庭教育支援を考える上で社会の変化に対応していく必要性を指摘していることや、近年は子どもの貧困や子どもが家族の介護等を行うヤングケアラーなどの課題も顕在化していることを踏まえ、社会の変化を的確にとらえて対応することを考慮すべきである、としています。

最後に「ウ 県の役割」ですが、県は、市町村が行う地域のニーズに応じた取組を広域自治体として支援していくことが求められており、先進事例などの市町村への情報提供や家庭教育支援の取組を支える人材育成のための市町村向け研修の充実が必要である、としています。概要の説明は以上です。

答申の全体については、4/75ページ以降に「資料2」として添付していますので、後ほどご覧ください。報告3についての説明は以上です。

下城委員                    それでは、質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員                    なかなか家庭教育の支援というのはアプローチが難しい。でも大変重要なところで、なかなか具体的などころまでいくのは難しいのだろうと改めて実感しつつ、具体的な事例として3事例載っています。愛川町と厚木市の公民館と。県の役割として、そういう取組を各自治体に紹介していくというのが答申の中にあっただと思うのですが、例えば公民館であるとか、子ども会は小さくなってしまっている、地域によっては子ども会活動もまだまだ継続していたり、子どもを支える地域の活動、あとは青少年健全育成協会など、若干趣旨が違ってしまっていますが、やはり子どもと家庭をつないでいくという役割の人たちは、地域に様々いらっしゃると思うのです。教育振興基本計画の中にも、家庭教育を非常に重要に位置付けて取り組んでいる市町村もあるので、特徴的な取組というよりは、県内の全ての市町村でどのような取組をしているかというのを、県の方で「これは面白い」とか「これは参考になる」という判断をしないで、いろいろな取組を提供するというのもあり得るのではないのか。意外にやはり皆さん知らないですし、その地域の人たちは知っているけれども、直接的な家庭支援とはならないけれども、皆で家庭と学校をつなげ、可能な限り家庭の部分にも協力をしていきますよというメッセージを、全体で発信していくということが必要なのかと。情報を取捨選択してしまうのではなく、選択するのは自治体の方に任せればいいのかと思いました。意見として。

生涯学習課長            1点お答えさせていただくと、今回の答申の詳細版、本体の方の29/75ページ以降に、これは4年近く前になってしまうのですが、諮問された直後に市町村に行った調査の一覧を掲載しています。ここでは市町村名を明示せずに、県内の各市町村で行わ

れている取組みを、その時点でのということでお示ししていますので、県教育委員会としてはこういったものを、データの更新の頻度を上げるようなことで、市町村教育委員会に対して行っている取組の共有を強化していきたいと考えています。

下城委員

他にいかがでしょうか。

では私から。笠原委員の今のご質問もそうなのですが、この答申が出た後の、これを基に次のアクションをどう取っていくかということですよ。私も最初、生涯学習課で家庭教育支援の答申というので、「どうして」と少し思ったのですが、「親の育ちを応援する」という言葉が端的にありましたように、分かりやすく、こういう問題も教育の問題の一つなのだ。生涯学習、何も学校教育、就学年齢を対象にしたものだけが教育ではないと。もっと皆で教育を考えていく中に、親の問題、親を育てるという問題も当然あるということで、広がり大きさと複雑さ、デリケートさが分かっている中で、2期4年もかかって答申がまとまってきているのだと理解します。ですから、この答申を基に次のアクションをどう取っていくか、この答申をいかに活かしてアクションをとっていくかということなのだと思いますので、今、笠原委員が言われたように、十分な広報と選りすぐりの方法の中で検討して、できることを進めていただければ、お考えいただければというふうに思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、他にご質問がないようでしたら、これで報告は以上とさせていただきます。

ここで室内換気のため約5分の休憩といたします。

(10時38分休憩に入り、10時44分再開する)

下城委員

教育委員会11月定例会を再開いたします。

次に進行の関係から、日程第1の定教第37号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監、総務室長、生涯学習部長、企画調整担当課長、管理担当課長、生涯学習課長を指定します。

(10時44分非公開の会議に入り、11時46分公開の会議に戻る)

下城委員

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和4年11月8日

会議録作成者 書記 中村 怜

## <非公開会議審議等結果>

### 日程第1

#### 定教第36号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第37号議案

- ・ 生涯学習課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第38号議案

- ・ 教職員企画課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第39号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第40号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第41号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第42号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第43号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第44号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第45号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第46号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第47号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第48号議案

- ・ 管理担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 協議・報告事項

##### 報告4

- ・ 文化遺産課長から報告の後、質疑を行った。